

■ 緑の募金の税控除について

【現在】

- 「緑の募金」への寄附金は、所得税・法人税の優遇処置があります。企業が「緑の募金」に寄附した場合、一般の寄附金とは別枠で、同額の範囲内で損金算入できます。
※損金参入限度額〔所得金額×5%+資本金額×0.25〕×1/2



【変更後】

- 「緑の募金」への寄附金は、法人税・所得税・租税特別措置法及び個人住民税（一部の市町村を除く）の税優遇措置があります。

■ 法人の方が「緑の募金」に寄附した場合

当「にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」は、公益社団法人の認定を受けており特定公益増進法人となっています。一般の寄附金とは別枠で、損金算入できます。

◆ 損金算入限度額

〔所得の金額×6.25%+資本金等の額×0.375%〕×1/2

■ 個人の方が「緑の募金」に寄附した場合

個人の方が当緑化推進委員会に寄附された場合は、所得税法第78条該当の寄附金控除「所得控除」又は租税特別措置法第41条の18の3該当の所得税額の特別控除「税額控除」の対象になり、どちらか一方を選択できます。

通常、「税額控除」の方が控除される額が多くなりますが、所得金額により異なる場合がありますので、申告する税務署等にご相談してください。

また、新潟県個人県民税及び新潟市個人市民税の「寄附金税額控除」の対象にも該当しています。

なお、新潟市以外の個人市町村民税については、該当しない市町村もありますので、各市町村の担当窓口にご相談ください。

【所得税控除額の計算式】

◆ 「所得控除」を適用した場合（所得税法による寄附金の控除）

寄附金額 - 2,000円 = 所得からの控除額

↑

総所得金額の40%が限度

◆ 「税額控除」を適用した場合（租税特別措置法による寄附金の特別控除）

(寄附金額 - 2,000円) × 40% = 税額からの控除額

↑

総所得金額の40%が限度

↑

所得税額の25%相当額が限度

【個人住民税の寄附金税額控除額の計算式】

$$\begin{aligned} & \text{〔寄附金額－2,000円〕} \times \text{〔4\%（県民税）＋6\%（市町村民税）〕} \\ & = \text{所得からの控除額} \\ & \quad \uparrow \\ & \text{上限額は、総所得金額の30\%が限度} \end{aligned}$$

- ※ 「税額控除」を適用される方は、確定申告書に「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」及び当緑化推進委員会の発行する「寄附金領収書（寄附金受領証明書）」及び新潟県からの「税額控除に係る証明書（写）」の添付が必要となります。
- ※ 新潟県個人県民税及び新潟市個人市民税の「寄附金税額控除」を適用される方は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」中、「条例指定分」の「都道府県」欄及び「市区町村」欄にそれぞれ寄附金額の記入が必要となります。

■ 「寄附金控除」用の領収書

(個人が「緑の募金」に寄付をして「寄附金控除」を適用する場合)

No. _____

寄 附 金 領 収 書

(寄附金受領証明書)

住 所 _____

氏 名 _____様

金額 金 _____ 円也

上記の金額を受領いたしました。但し、本寄附金は本「にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」の主たる目的である「緑の募金」業務に関連するものとして使用させていただきます。

平成 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館内
公益社団法人 にいがた緑の百年物語緑化推進委員会
理事長 伊 藤 文 吉

※ 本「にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」に対する寄附は、所得税法第78条該当の寄附金控除「所得控除」又は租税特別措置法第41条の18の3該当の所得税額の特別控除「税額控除」の対象となり、どちらか一方を選択できます。

また、新潟県個人県民税及び新潟市個人市民税の「寄附金税額控除」の対象にも該当しています。

なお、新潟市以外の個人市町村民税については、該当しない市町村もありますので、各市町村の担当窓口にご相談ください。

※ 確定申告の際、「税額控除」を選択された場合は「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」と共に、本「にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」が発行する当該「寄附金領収書（寄附金受領証明書）」及び新潟県からの「税額控除に係る証明書（写）」を添付して申告してください。